

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会とする。

(協議会を設ける市町村)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）がこれを設ける。

- (1) 伊賀市
- (2) 名張市
- (3) 笠置町
- (4) 南山城村

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、構成市町村の区域におけるごみ処理の広域化に関する事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、三重県伊賀市治田3547番地13伊賀市さくらリサイクルセンター内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員2人以内をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して定めた構成市町村の長をもってこれに充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、構成市町村の長（会長又は副会長となる構成市町村の長を除く。）をもってこれに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会が担任する事務（以下「協議会事務」という。）に従事する職員（次項を除き、以下「職員」という。）の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

2 構成市町村の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該構成市町村の職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第13条 会議は、協議会事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

2 副会長又は委員のうち1人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第15条 会議は、副会長及び委員のうち過半数の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(構成市町村の長の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会が協議会事務を各構成市町村の長の名において管理し、及び執行するときは、協議会は、協議会事務に関する伊賀市の条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）を各構成市町村の協議会事務に関する条例等とみなして、協議会事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 伊賀市は、協議会事務に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

3 伊賀市長は、協議会事務に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

(歳入歳出予算)

第17条 協議会に関する予算は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、会長が伊賀市長の支出命令権の委任を受けて当該歳入歳出予算を執行する。

(経費の支弁の方法)

第18条 協議会に要する費用は、構成市町村がこれを負担する。

2 前項の規定により構成市町村が負担すべき額は、構成市町村の長が協議により定める。

3 名張市、笠置町及び南山城村は、前2項の規定により負担する負担金を伊賀市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第19条 協議会事務の用に供する財産に関しては、構成市町村の長が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、第16条の規定により、当該管理に関する伊賀市の条例等を構成市町村の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合においては、構成市町村が協議によりその事務を承継する。

(協議会の規程)

第22条 協議会は、この規約に定めるもののほか、会議を経て協議会事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。